の翌日から起算して四十五日以内に、管轄公共職業安定所の長に報告しなければならない。

（特定身体障害者の雇入れに関する計画）

第十四条　第九条から第十一条までの規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「対象障害者である」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者の数」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「対象障害者」とあるのは「令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

（調整金の支給）

第十五条　（略）

2　前項の申請書には、機構の定める様式による報告書（その雇用する労働者の数が常時三百人以下である事業主にあつては、その雇用する対象障害者である労働者の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。）を添付しなければならない。

3　（略）

画の終期における状況を、当該計画の期間が満了した日の翌日から起算して四十五日以内に、管轄公共職業安定所の長に報告しなければならない。

（特定身体障害者の雇入れに関する計画）

第十四条　第九条から第十一条まで（第九条第二項を除く。）の規定は、法第四十八条第五項の特定身体障害者の雇入れに関する計画について準用する。この場合において、第九条第一項第二号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者（法第四十三条第三項に規定する短時間労働者を除く。以下この項において同じ。）」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と、同項第三号中「身体障害者である労働者又は知的障害者である」とあるのは「及びそのうちの令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者である」と、「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者の数」とあるのは「及びそのうちの令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者の数」と、同項第四号中「労働者」とあるのは「特定職種ごとの労働者」と、「並びにそのうちの身体障害者及び知的障害者」とあるのは「及びそのうちの令第十一条に定める特定身体障害者の範囲に該当する者」と読み替えるものとする。

（調整金の支給）

第十五条　（略）

2　前項の申請書には、機構の定める様式による報告書（その雇用する労働者の数が常時三百人以下である事業主にあつては、その雇用する身体障害者である労働者、知的障害者である労働者及び精神障害者である労働者（第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項及び第四十五条において「身体障害者である労働者等」という。）の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。）を添付しなければならない。

3　（略）

（法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第二十六条　法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　当該年度に属する各月（当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。次条第一項第二号において同じ。）ごとの初日における労働者の数及び対象障害者である労働者の数

三　（略）

2・3　（略）

（添付書類）

第二十七条　法第五十六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　当該年度に属する各月ごとの初日における各事業所ごとの労働者の数及び対象障害者である労働者の数

三　当該年度において雇用していた対象障害者である労働者の氏名及び当該年度の中途に雇い入れられ、又は離職した対象障害者である労働者の雇入れ又は離職の年月日

四　身体障害者手帳の交付番号その他の当該年度において雇用していた対象障害者である労働者が対象障害者であることを明らかにする事項

五　対象障害者である労働者の労働時間の状況を明らかにする事項

2　（略）

第三節　削除

第三十三条　削除

（法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第二十六条　法第五十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　当該年度に属する各月（当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。次条第一項第二号において同じ。）ごとの初日における労働者の数並びに身体障害者である労働者等の数

三　（略）

2・3　（略）

（添付書類）

第二十七条　法第五十六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　当該年度に属する各月ごとの初日における各事業所ごとの労働者の数及び身体障害者である労働者等の数

三　当該年度において雇用していた身体障害者である労働者等の氏名並びに当該年度の中途に雇い入れられ、又は離職した身体障害者である労働者等の雇入れ又は離職の年月日

四　身体障害者手帳の交付番号その他の当該年度において雇用していた身体障害者である労働者等が身体障害者、知的障害者又は精神障害者であることを明らかにする事項

五　身体障害者である労働者等の労働時間の状況を明らかにする事項

2　（略）

第三節　精神障害者に関する特例

（法第七十条第一項、第七十一条第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数）

第三十三条　法第七十条第一項、第七十一条第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数は、〇・五人とする。